

愛知県防災会議運営要綱の一部改正（案）について

1 改正の概要

愛知県防災会議と愛知県災害対策本部の役割を明確化し、機動性が求められる災害応急対策を同県災害対策本部に一元化し、会長の専決処分の規定（第 8 条）から当該事務を削除等する。

また、事務局のその他の職員を同県職員のうちから知事が別に指名する者をもって充てる。

2 改正の理由

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号）による災害対策基本法の一部改正により、都道府県防災会議の所掌する事務の一部が削除されたことに伴うもの。

また、愛知県の組織改編等に伴う要綱改正に係る事務の簡素化を図る。

3 愛知県防災会議運営要綱の一部を改正する要綱（案）

愛知県防災会議運営要綱の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「災害応急対策及び」を削り、同項第 3 号中「開陳」を「表明」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 11 条第 3 号中「別表にある職にある」を「知事が別に指名する」に改める。

別表を削る。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 30 日から実施する。

4 愛知県防災会議運営要綱の一部改正（案）新旧対照表

別紙

愛知県防災会議運営要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(専決処分) 第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。</p> <p>(2) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の<u>表明</u>その他必要な協力を求めること。</p> <p>(3) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。</p> <p>(事務局) 第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 局長は愛知県防災局長をもって充て、次長は同次長、同防災危機管理課長及び災害対策課長をもって充て、事務局のその他の職員は、愛知県職員のうちから<u>知事が別に指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>(削除)</p>	<p>(専決処分) 第8条 同左</p> <p>(1) <u>災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る<u>災害応急対策及び災害復旧</u>に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。</p> <p>(3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の<u>開陳</u>その他必要な協力を求めること。</p> <p>(4) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。</p> <p>(事務局) 第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 局長は愛知県防災局長をもって充て、次長は同次長、同防災危機管理課長及び災害対策課長をもって充て、事務局のその他の職員は、愛知県職員のうちから<u>別表にある職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>別表 愛知県防災会議事務局名簿 略</p>